

古屋 有実子 (53期)

●Yumiko Furuya
当会副会長

1 市民会議って何？

市民会議は、会務運営に関し、市民の意見を広く反映させるとともに、市民の理解を得ることを目的とし、当会では、2004（平成16）年より年3～4回市民会議を開催しています。

市民会議は、弁護士でない委員により構成され、社会保険労務士、税理士、報道機関、NPO法人、都議会議員、大学教授、会社役員など、各分野の方々9名に、御協力いただいております。

今回は、「中小企業への弁護士による支援のあり方」と「日本版『司法取引』制度について」の二つのテーマを用意して、活発に議論いただきました。

2 中小企業への弁護士による支援のあり方

■30分無料…その先は一体どうなるの？

日弁連では、2010（平成22）年4月から中小企業者向け窓口として、「ひまわりほっとダイヤル」を運営しています。これは、中小企業と個人事業者の方が、全国共通の電話番号にダイヤルすると、各地域の弁護士会の専用窓口につながり、弁護士から折り返しの電話がきて面談の予約ができるという仕組みです。

東京でも初回面談を30分無料で実施しており、パンフレットには「30分経過以降および2回目以降の相談料は、相談担当弁護士におたずねください。」と書かれています。

これに対して、市民の方からは、30分で解決できるのか、無料の30分を過ぎたら、その先の料金が高額になるのが怖くて相談できないという御指摘がありました。30分でも解決するのか、30分過ぎて有料になっても、解決して満足できるのか、などもっと分かりやすくする必要がありそうです。

■たくさん取り組んでいるのに、なぜ身近に感じられない？

このほかの東京三会の取組みも紹介しました。金融機関との協定や覚書に基づく中小企業経営者を対象としたセミナー、ワークショップ、名刺交換会、中小企業のための無料法律相談会（ひまわりほっと法律相談会）、信用金庫による「“よい仕事おこし”フェア」における法律相談、東京信用保証協会との覚書に基づく弁護士紹介、東京都産業労働局との協定に基づく、創業希望者向けの無料相談など様々な活動に取り組んでいます。

当会だけの取組みとしても、①弁護士ナビ、②顧問弁護士紹介、③特定分野の弁護士紹介、④社外役員候補者名簿、⑤企業団体向け講師紹介サービスなどを実施しています。

市民の方からは、ずいぶんたくさんのごとに取り組んでいる印象だとの感想が寄せられました。一方で、行政書士や社会保険労務士の方々は、地域の議員との交流、忘年会や新年会、賀詞交換会などに参加し地域密着型だが、弁護士の方々はそういう目に見える集まりに、余り関わっていないのではないかとの御指摘がありました。

弁護士会は各都道府県単位が基本ですが、社会保険労務士会、税理士会、司法書士会などは、例えば東京であれば東京都の下に、各

区や2～3の区のプロック単位で支部があります。このような地域単位の活動が活発で、地元の商工会や法人会などと密接な関係性を築けているという点が、弁護士会とは違うところですが、より積極的なアウトリーチ型のアプローチが必要だという点を痛感させられました。

3 日本版「司法取引」制度について

2018（平成30）年6月1日から、司法取引（政府略称は合意制度）と刑事免責の制度が導入されました。二つの制度の違いについて、担当副会長が事例を挙げて説明しました。

■今さら聞けない？ 刑事免責と司法取引の違い…「免責」なのになぜ実刑？

今年の6月22日には、刑事免責制度を初めて適用した覚せい剤取締法違反（営利目的輸入）の裁判員裁判事件で判決が出されましたが、被告人は実刑でした。「刑事免責」なのに、逮捕され、有罪・実刑判決が出ている、これって何が「免責」なの？「司法取引」とは違うの？市民の方からも、言葉の意味や、二つの制度の違いが分かりにくいとの御指摘がありました。日弁連はなぜ反対していたのかという質問もありました。

ポイントは、二つは全く違う制度だということ。

例えば私が覚せい剤を持っていて、尿検査をして捕まったというときに、これはAさんからもらった、それを供述するから、そのかわり私は不起訴にしてくれというのが司法取引です。実は、Aさんは全然関与していないのに譲り渡したということで逮捕され、起訴され有罪になってしまうという危険性があるのではないかというのが日弁連が司法取引に対する問題点として指摘した点です。

刑事免責のほうは、先ほどの例で、「Aさんから『ビニール袋に入ったうどん粉だよ』と言われて受け取りました、覚醒剤だなんて思ってもいなかった」とずっと否認していた、一方でAさんも逮捕され、完全に黙秘している、私も起訴され、Aさんも起訴されたとい

う場合で、Aさんの公判で証言せよ、その証言は、私の公判では不利に扱わない（免責する）というのが刑事免責です。その結果、自分に不利になる可能性があるという理由での証言拒否はできなくなってしまいます。つまり、証言の免責にすぎず、刑事責任そのものの免責ではないのです。

■司法取引制度の矛盾が露呈？

7月には、タイの発電所建設事業をめぐる、現地の公務員に賄賂を渡した疑いがもたれている日本企業と東京地検特捜部との間に司法取引が成立したことが報じられました。特捜部は、不正に関与した社員の刑事責任追及に企業が協力する見返りに、法人としての起訴を見送る方針であるとのこと。

この件については、トカゲのしっぽ切りではないかといった批判的な報道が目立ち、司法取引制度は廃止すべきだとの社説を掲げたところもありました。市民の方からも、取締役が贈賄している、それによって当該企業は何らかの利益を受けているのに、企業は免責され、取締役は立件されるというのは、市民感覚としては釈然としないとの声がありました。

日弁連としても司法取引制度には基本的に反対の意見を表明しており、他人を引っ張り込んで、冤罪を新たに生み出す恐れがあることから、慎重な運用が必要であると指摘してきました。今回の例も、市民感覚ともかけ離れており、制度の矛盾の一つのあらわれといえます。今後、慎重な運用が必要であるということがあらためて浮き彫りになったといえそうです。

今回の市民会議では、弁護士会がいろいろと取り組んでいながら、今ひとつ踏み込みきれていない点の御指摘や、刑事司法制度の分かりにくさ、市民感覚とのずれをあらためて御指摘いただき、大変参考になりました。委員の先生方、御協力ありがとうございました。

■